

インフルエンザの警報を発令しています

～手洗い、咳エチケット等予防に努めましょう～

新潟県福祉保健部健康対策課

1 流行状況

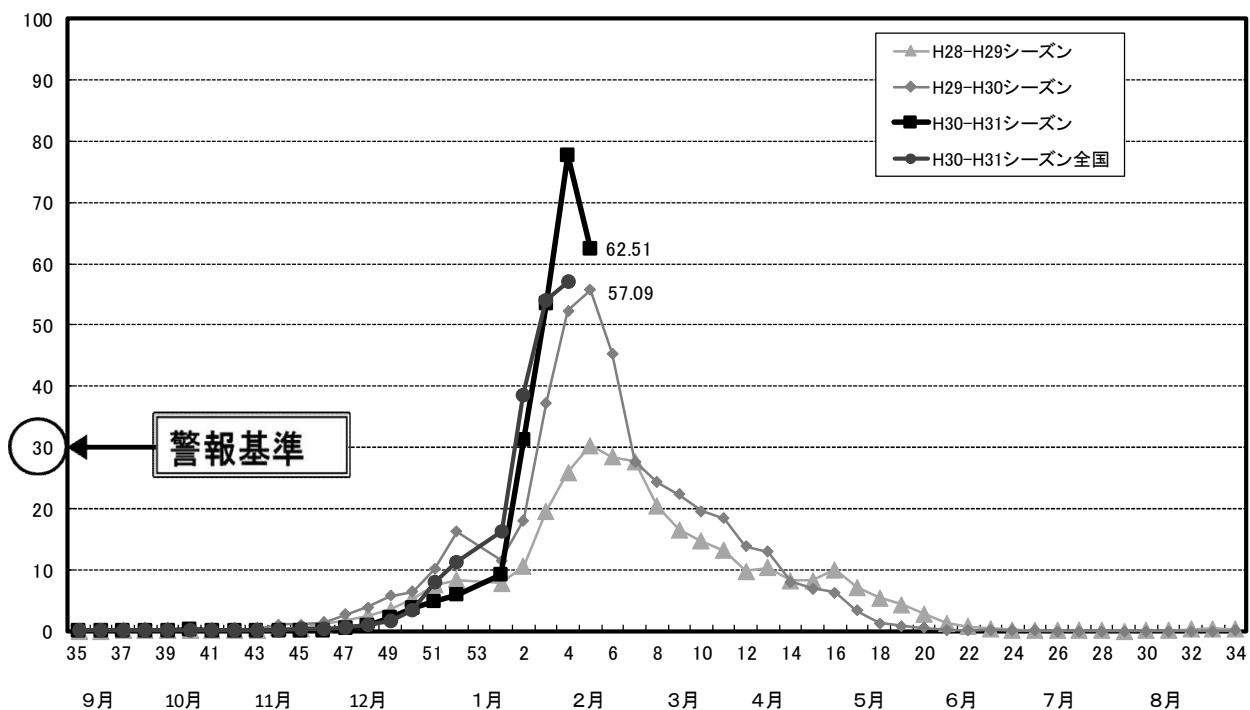
- 平成 31 年第 5 週の感染症発生動向調査において、インフルエンザの定点当たり報告数は全県で **62.51** となり、国の示す警報基準である **30** を超えています。
- 県各管内における定点あたり報告数 ※新津は、新潟地域振興局健康福祉部管内（五泉市、阿賀町）

新潟県	新潟市	新発田	新津※	三条	長岡	魚沼	南魚沼	十日町	柏崎	糸魚川	村上	佐渡	上越
62.51	80.85	79.13	25.33	42.38	70.31	56.50	44.00	30.33	23.00	21.00	37.00	114.67	59.30

【全ての管内で警報基準又は注意報基準（定点あたり報告数 10）を超えています】

- 県及び全国の定点あたり報告数の推移

インフルエンザ定点あたり報告数



2 予防方法等

- 外出が必要な場合には、人混みを避け、外出後は手洗いを徹底してください。マスクを着用することは一つの防御策と考えられます。
- 発熱、咳などのインフルエンザ症状のある方は、咳エチケットを守り、マスクを着用して行動してください。
- 基礎疾患（慢性肺疾患、免疫不全状態、慢性心疾患、糖尿病、腎臓病等）のある方や妊婦は重症化する例もありますので、予防には特に注意してください。
- バランスのとれた食事と十分な睡眠で基礎体力をつけてください。
- 室内では、適度な湿度（50～60%）を保ってください
- り患したと思われる場合は、早めに医療機関を受診してください。

3 学校保健安全法における扱い

- 第二種感染症として定められており、発症から5日を経過し、かつ解熱した後2日（幼児は3日）を経過するまで出席停止となります。ただし、病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めたときには、この限りではありません。